

葉山町議会だより発行及び編集に関する要領

(平成 21 年 3 月 3 日議会広報特別委員会制定)
(平成 26 年 9 月 1 日議会広報常任委員会改正)
(平成 31 年 3 月 6 日議会広報常任委員会改正)
(令和元年 11 月 28 日議会広報常任委員会改正)

1 趣 旨

葉山町議会だより発行及び編集に関する要綱（平成 21 年 3 月 3 日制定。以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき規格、印刷部数等必要な事項を定める。

2 規格及びページ数等

- 1) 印刷部数は、議長が必要と認める数とする。
- 2) 規格は、A 4 版の見開きとし、縦書 13 字詰、31 行×5 段組を基本とする。
- 3) ページ数は、20 ページを基本として内容により変更し、年 4 回発行とする。
- 4) 上記に掲げる規格等のほか必要な規格及び仕様は、契約行為における仕様書で定める。

3 配布部数等

- 1) 各世帯への配布方法は、個別配布によるものとする。
- 2) 町内公共施設等へも専用スタンド等を設け置くものとする。
- 3) 視覚障害者の希望者には、録音テープを郵送するものとする。

4 編集会議

- 1) 議会広報常任委員会は、原則として毎定例会の初めに編集会議を開催し、発行までのスケジュール、原稿締切日等を決定する。
- 2) 委員会活動に関する原稿は、当該委員長が作成するものとする。
- 3) 本会議での質問に関する原稿及び関連写真は、当該議員が作成及び提供するものとする。
- 4) 委員は、編集会議で定められた役割分担に従い、編集項目ごとの期限までに取材、編集等を行い、次回の編集会議に支障がないよう努めるものとする。
- 5) 編集の流れは、概ね次のとおりとする。

定例会終了

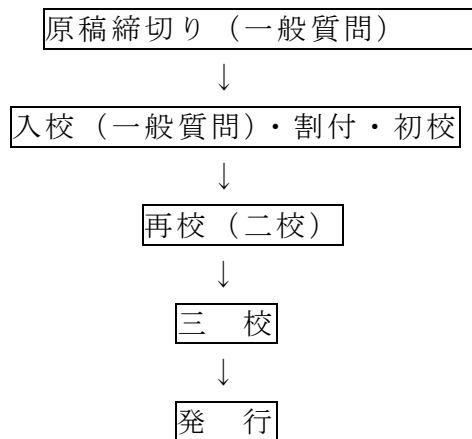


原稿締切り（一般質問を除く）



割付・入校（一般質問を除く）





- 6) 議会事務局が担当又は事前準備する事項は、概ね別紙のとおりとする。
- 7) 議会事務局は、初校から三校までの校正刷りをその都度、議長に渡すものとする。
- 8) 要綱第6条第2項に規定する議長の承認は、三校を起案用紙に添付し議長の決裁を得るものとする。

5 用字等

- 1) 漢字は常用漢字を、仮名は現代仮名遣いによる仮名の表記を、外来語等は片仮名の表記を原則とする。
- 2) 解説等は原則として「です・ます調」とし、質問は「である調」とする。

6 その他

- 1) 記事の正確性を確保するため、委員長が必要あると認めたときは、あらかじめ執行機関に当該原稿について意見を求めるものとする。
- 2) この要領に定めのない事項は、議会広報常任委員会委員長が編集会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 28 日から施行する。